

## 株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年11月27日

株主および登録株式質権者各位

東京都品川区東品川一丁目39番9号  
NEC ネットエスアイ株式会社  
代表取締役 山本 正彦  
執行役員社長

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下、「決済合理化法」といいます。）の平成21年1月5日の施行にあたり、同法附則第8条第1項の規定により、下記のとおり公告いたします。

### 記

#### 1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日において、同法附則第7条により振替口座簿に記載されなかった株主および登録株式質権者（以下、株主等という。）について同日以後遅滞なく、特別口座の開設および記録を行う必要な事項（同法附則第8条第5項に定める事項）を特定振替機関（株式会社証券保管振替機構）に対し通知いたします。

#### 2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法附則第8条第4項の申出を次の口座管理機関に行い、株主等のために特別口座を開設いたします。

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

住友信託銀行株式会社

（郵便物送付先） 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10  
住友信託銀行株式会社 証券代行部

（住所変更等用紙のご請求） 0120-175-417

（お問合せ先） 0120-176-417

以上

（注）「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券について、株主等の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。